

川崎市福祉バス利用団体等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市福祉バス運営要綱第3条第1号及び同条第2号に定める団体及び施設（以下「団体等」という。）の適否の判断、並びに福祉バスの運行を円滑に行うことを目的として定める。

(登録)

第2条 福祉バスの利用を申請する団体等は、事前もしくは利用申請時に登録を必要とする。

(利用回数)

第3条 1 団体等において、1年度の間利用できる回数は2回までとする。ただし、1泊2日の利用及び1回に2台のバスを利用した場合は、それぞれ利用回数を2回として計算する。

(地区支部等のある団体等)

第4条 地区支部等のある団体等で、実際の活動が地区支部等の単位であり、団体全体としての利用申込みをしない場合は、地区支部等の単位による利用申込みができる。ただし川崎市内全域の会員等から構成され、各区に支部がある団体が、各区にわたっての会員等を利用者とする場合については、団体全体としての申込みもできる。

(障害者と高齢者が混在する団体等)

第5条 利用者に障害者と高齢者が混在する場合は、障害者が利用申込み者の3分の2以上がいなければ利用できない。

(障害者と介護ボランティア等が混在する団体等)

第6条 利用者に障害者とその介護ボランティア等が混在する場合は、障害者が利用申込み者の3分の1以上がいなければ利用できない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成10年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定は平成10年度の利用申請分から適用し、平成9年度分については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に受付がなされた利用申込みによる利用の可否については、従前のおりとする。ただし、施行日前に受付がなされた利用申込みによる利用を行った団体等が、施行日後に2回目の利用申込みを行う場合の平成17年度2回目の利用可否については、下表のとおりとする。

	2回目
2回とも日帰り	○
日帰り (バス2台)	×
2回とも1泊2日	×
1泊2日 (バス2台)	×
日帰りと1泊2日が混在した場合の2回目	○
日帰りと1泊2日が混在した場合の2回目 (バス2台)	×

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。